

○交通反則通告関係業務要領の制定について

〔 令和 8 年 7 月 1 0 日 〕
〔 例規甲（交指セ）第 2 5 号 〕

（概要）

この要領は、道路交通法、道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の規定に基づき、交通反則通告関係業務に関する事務処理について必要な事項を定め、交通反則通告制度運用要領の制定についてによる交通反則通告制度に関する業務について適正かつ効果的な実施を図ることを目的として必要な事項を定めるものである。